

生物多様性国家戦略 2010 のポイント

生物多様性国家戦略 2010 の概要

第 1 部： 戦略

【重要性】いのちと暮らしを支える生物多様性

【課題】3 + 1 の危機

- ・ 第 1 の危機 人間活動や開発
- ・ 第 2 の危機 里地里山など人間活動の縮小
- ・ 第 3 の危機 外来種など人間による持ち込み
- ・ 地球温暖化による危機

【目標】

中長期目標（2050 年）

生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとする

短期目標（2020 年）

生物多様性の損失を止めるために、2020 年までに、

- ・ 生物多様性の状況の分析・把握、保全活動の拡大、維持・回復
- ・ 生物多様性を減少させない方法の構築、持続可能な利用
- ・ 生物多様性の社会における主流化、新たな活動の実践

【評価】生物多様性総合評価

【長期的視点】100 年先を見据えたランドデザイン

おおむね平成 24 年度までの重点施策

4 つの基本戦略

社会への浸透

生物多様性の社会における「主流化」の促進、
地域レベルの取組の促進・支援 など

人と自然の関係の再構築

希少野生動植物の保全施策の充実、自然共生社会・
循環型社会・低炭素社会の統合的な取組の推進 など

森・里・川・海のつながりの確保

海洋の保全・再生の強化 など

地球規模の視野を持った行動

COP10 の成功、SATOYAMA イニシアティブの推進、
科学的な基盤の強化、科学と政策の接点の強化、
経済的視点の導入、途上国の支援 など

ポイント 1

中長期目標と短期目標の設定

ポイント 3

COP10 を契機とした国内施策の充実・強化

ポイント 2

COP10 の日本開催を踏まえた国際的な取組の推進

第 2 部： 行動計画

・ 約 720 の具体的施策

・ 35 の数値目標

ポイント1：中長期目標と短期目標の設定

「ポスト2010年目標」の日本提案を踏まえ、初めて目標年を明示した総合的・段階的な目標を設定

中長期目標（2050年）

人と自然の共生を国土レベル、地域レベルで広く実現させ、わが国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、人類が享受する生態系サービスの恩恵を持続的に拡大させる。

短期目標（2020年）

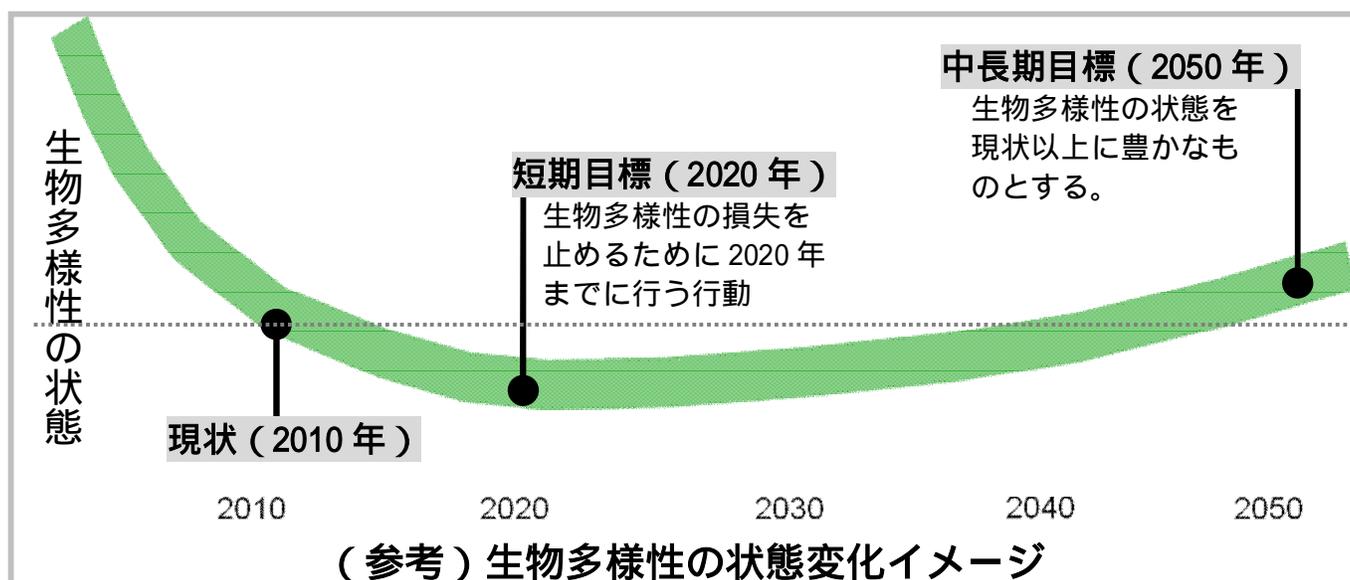
生物多様性の損失を止めるために、2020年までに、

わが国の生物多様性の状況を科学的知見に基づき分析・把握する。生物多様性の保全に向けた活動を拡大し、地域に固有の動植物や生態系を地域の特性に応じて保全するとともに、生態系ネットワークの形成を通じて国土レベルの生物多様性を維持・回復する。

とりわけわが国に生息・生育する種に絶滅のおそれ新たに生じないようにすると同時に、現に絶滅の危機に瀕した種の個体数や生息・生育環境の維持・回復を図る。

生物多様性を減少させない方法を構築し、世代を超えて、国土や自然資源の持続可能な利用を行う。

生態系サービスの恩恵に対する理解を社会に浸透させる。生物多様性の保全と持続可能な利用を、地球規模から身近な市民生活のレベルまでのさまざまな社会経済活動の中に組み込み（生物多様性の主流化）、多様な主体により新たな活動が実践される。



ポイント 2 : COP10 の日本開催を踏まえた国際的な取組の推進

2010年10月に愛知県名古屋市でCOP10が開催され、わが国はCOP11(2012年)まで議長国を務めることを踏まえ、生物多様性の保全と持続可能な利用を地球規模で実現するための国際的なリーダーシップを発揮

COP10 の成功

COP10で主要議題となる、ポスト2010年目標を含む生物多様性条約戦略計画の改定、遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)に関する国際的な枠組み、カルタヘナ議定書「責任と救済」に関するルールと手続などの議論にリーダーシップを発揮する。

SATOYAMA イニシアティブの推進

わが国の里山など、生物多様性の保全と持続可能な自然資源の利用・管理に貢献するための世界共通理念を「SATOYAMA イニシアティブ」として世界に発信するとともに、多様な主体の支持・参加を得た国際協調の枠組みを設立することで、問題の解決に貢献する。

科学的な基盤の強化

地球規模での生物多様性モニタリングのネットワーク化の推進を通じて、生物多様性施策の推進に必要な科学的な基盤の強化に貢献する。国内においては、関係機関が連携して既存の生物多様性に関する情報のネットワーク化を進める。

科学と政策のインターフェース(接点)の強化

生物多様性版 IPCC と言われる「生物多様性と生態系サービスに関する政府間プラットフォーム(IPBES)」の設立に関する国際的な検討プロセスに積極的に関与し、効果的・効率的な枠組みとなるよう貢献する。

生物多様性における経済的視点の導入

生態系と生物多様性の経済評価(TEEB)の取りまとめ作業に連携・協力するとともに、国際的な議論の動向も踏まえて、生物多様性の保全と持続可能な利用に経済的視点を導入した、効果的な政策の検討に着手する。

途上国の支援

ポスト2010年目標の達成など、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けて、途上国への支援を実施する。

ポイント3：COP10を契機とした国内施策の充実・強化

COP10を契機として、生物多様性の保全と持続可能な利用を、様々な社会経済活動の中に組み込み（生物多様性の主流化）、多様な主体が行動する社会の実現に向けた検討・支援を行うとともに、国内の関連施策を一層充実・強化

生物多様性の社会における「主流化」の促進

国民、事業者、地方公共団体などの多様な主体が行動する社会を実現するため、官民のパートナーシップによる国民運動の推進や生物多様性に配慮した事業活動の推進などを通じて、生物多様性の社会における「主流化」を促進する。

地域レベルの取組の促進・支援

地方公共団体、企業、NGO、市民など地域の多様な主体が、地域の特性に応じた生物多様性保全の取組を促進するための仕組みの検討や、地域が主体となった生物多様性の保全・再生活動や「生物多様性地域戦略」など総合的な計画づくりを支援する。

絶滅のおそれのある野生動植物の保全施策の充実

絶滅のおそれのある種の状況の把握と減少要因の分析を行い、必要な措置を種ごとに明らかにするなど、種の保存法の施行状況の評価を踏まえ、今後のあり方を検討し、必要な対策を講じる。

絶滅のおそれのある種が集中する地域などのホットスポットを特定し、地域全体の生物多様性を保全・再生する手法や制度を検討する。

海洋の保全・再生の強化

海洋の生物多様性の保全を総合的に推進するため、「海洋生物多様性保全戦略」を策定するとともに、海洋保護区の設定の推進や、自然公園法と自然環境保全法の改正を受けた海洋の保全・再生の取組を強化する。

自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進

持続可能な社会の実現に向け、里山バイオマスの利用促進など、循環型社会、低炭素社会、自然共生社会の統合的な取組を推進する。